

会津大学特別聴講学生規程

平成18年4月1日規程第69号 最

終改正：平成20年2月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学則第41条及び会津大学大学院学則第41条に規定する特別聴講学生に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期等)

第2条 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

3 特別聴講学生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、特別聴講学生からの申し出に基づき、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で在学期間を延長することができる。

(入学の志願手続)

第3条 特別聴講学生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(様式第1号)
- (2) 他の大学又は短期大学が発行する特別聴講の許可書
- (3) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第4条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の手続)

第5条 学長は、前条に定める選考に合格した者に対して、通知を行うものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書(様式第2号)に別に定める書類を添えて、学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項の手続を完了した者に対して、入学を許可するものとする。

(特別聴講学生証)

第6条 特別聴講学生には、特別聴講学生証(様式第3号)を交付する。

- 2 特別聴講学生は、特別聴講学生証を常に所持しなければならない。

(授業料等)

第7条 特別聴講学生の授業料に関しては、会津大学の授業料等に関する規程による。

2 前項に定めるもののほか、実験、実習又は実技に要する経費は、特別聴講学生の負担とする。

(単位の認定)

第8条 特別聴講学生が希望する場合には、学長は履修科目について単位認定試験を受けさせることができる。

2 特別聴講学生が前項の認定試験に合格した場合には、学長は所定の単位を与えるものとする。

3 学長は、特別聴講学生の申出により、単位修得証明書(様式第4号)を交付することができる。

(規程等の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

(許可の取消し)

第10条 特別聴講学生が本学の学則及び諸規程に違反したとき又は特別聴講学生としての本分に反したときは、学長は、教授会の議を経て、第5条第3項の規定による許可を取消することができる。

(協定に基づく学生等の受入)

第11条 他の大学又は短期大学等(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定により学生を受け入れる場合は、前条までの規定にかかわらず、当該協定の定めるところによるものとする。

2 高大連携に関する協定により特別聴講学生を受け入れる場合の必要な事項については、前項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(様 式 省 略)